

令和2年度後期授業料免除【特別措置】について

このことについて、申請を希望する学生は、**下記「1. 免除の対象」のとおり自らが対象となるかを確認の上**、学生課学生係で配布する**申請書類を受け取り、提出期限までに提出**すること。なお、期限後に家庭事情の急激な変化等で授業料納付が困難になった場合は、学生係に申し出てください。

記

1. 免除の対象

令和2年度**本科1～3年生で、次の免除要件に該当する学生**

①～③に該当する事情があり、かつ、**経済的理由によって授業料の納付が困難※1**であると認められる者

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納期期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を含む）の災害を受けた場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀※2と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀※2と認められる者

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、直前の学期における成績が上位2/3以上であること、あるいは、それと同等と認められることをいいます。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

2. 免除実施額

後期分授業料の全額または半額

3. 提出期限

令和2年10月5日(月) 17時

4. 注意事項

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期に申請していても、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

以上